

地盤情報データベースの登録について

横浜市は、地盤情報の共有化の実現を図るとともに、地盤情報の収集・利活用によるオープンデータ化の取組みの推進に向け相互に協力するため、(一財)国土地盤情報センターと地盤情報の収集と利活用に関する協定を締結しました。

つきましては、横浜市が発注する地質調査を行う委託又は工事のボーリング柱状図と土質試験結果一覧表について、地盤情報データベースへ、登録することとなりますので、(一財)国土地盤情報センターで検定を行うようお願いいたします。

★地盤情報データベースとは

国土交通省が地下工事の安全対策、埋設工事安全対策等のため、官民が所有する地盤情報等の収集・共有、品質確保、オープン化を進めており、そこで情報の収集・利活用を行うことを目的として作成したデータベースのことです。

地盤情報データベースの運営は、平成30年から国の第三者機関である(一財)国土地盤情報センターが行っています。

【対 象】

- ・令和4年1月基準で設計を行う委託又は工事から適用となります。設計書に検定費を計上してありますので、ご確認ください。

【公表の有無について】

- ・個別に発注者と協議を行ってください。

横浜市財政局公共施設・事業調整課

電話 045-671-2025